

令和7年度鳥取県会計年度任用職員（特別支援教育専門員）採用試験募集案内

◆鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課◆
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第2庁舎5階）
 電話(0857)26-7574 <https://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月28日（火）～2月7日（金） ◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。 ◎郵送の場合は、2月7日（金）までに必着の方に限り受け付けします。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時 試験会場	①鳥取県庁（鳥取市東町一丁目271）第2庁舎9階第21会議室 令和7年2月15日（土） ◎試験開始時刻 10:00～（受験票により個別に案内します。）
	②鳥取県中部総合事務所（倉吉市東巖城町2）B棟2階第201会議室 令和7年2月16日（日） ◎試験開始時刻 10:00～（受験票により個別に案内します。）
	③鳥取県西部総合事務所（米子市糺町一丁目160）2号館2階第21会議室 令和7年2月15日（土） ◎試験開始時刻 14:00～（受験票により個別に案内します。）
合格者発表日	令和7年2月20日（木）午前10時（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
特別支援教育専門員	3名程度	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域各学校の特別支援教育（特別支援学級等）の定期巡回及び依頼相談 各教育局における特別支援教育（特別支援学級等）に関する各種業務の補助 その他、支援会議への参加、研修会への参加、校内研修会の講師 等 	①鳥取県教育委員会事務局 東部教育局 （鳥取市立川町六丁目176） ②鳥取県教育委員会事務局 中部教育局 （倉吉市東巖城町2） ③鳥取県教育委員会事務局 西部教育局 （米子市糺町一丁目160）

3 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（勤務評価の成績が良好な場合には、翌年度も引き続き任用を行うことがあります。ただし、原則として、最初の任用から通算して5年間の任用を限度とします。なお、予算の都合により、任用期間が変更になる場合があります。）

4 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等（次のいずれにも該当すること）
 - ・教育職員免許状（小学校、中学校又は特別支援学校）の普通免許状を有すること。
 - ・小学校又は中学校における特別支援学級に係る経験・知識を有する者若しくは学校における管理職経験又は教育委員会事務局において指導主事等の経験を有する者。
 - ・普通自動車の運転免許証を有している者
- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成 11 年 12 月 8 日法律第 151 号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
面接試験	100点	人柄、特別支援教育に関する専門性、知識などについての個別面接による試験（一人あたり約20分）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 時間額 2,090円 ※県一般職の給料月額の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日・12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期 1.105月分、12月期 1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり150,000円を限度額とします。 ・自家用車等利用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,376円から53,100円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>(1)勤務日数 月17日又は週30時間 原則として、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日（12月29日から1月3日）を除く月曜日から金曜日のうち、配置先所属と協議の上、月17日又は週30時間としますが、業務の状況により土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日にも、振替勤務を指示する場合があります。</p> <p>(2)勤務時間 月17日の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで、週30時間の場合は、午前8時30分から午後5時15分までの間で、配置先所属と協議し決定します。</p>

※上記勤務条件は現時点のものであり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書(別紙様式) 1部 (2)教職員免許状(小学校、中学校又は特別支援学校)普通免許状の写し 1部 (3)運転免許証の写し 1部
申込み先	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課総務担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地(鳥取県庁第2庁舎5階) 電話(0857)26-7924 https://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法

面接試験の得点の高い順に決定します。ただし、得点が一定の基準(全体の6割)に満たない場合は、順位にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課ホームページに掲載します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、得点、順位	合格発表日から1ヵ月	鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課(鳥取県庁第2庁舎5階)

11 試験に関する注意事項

試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は原則として受験できません。)

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。